令和８年８月２５日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和６年（ワ）第１８０５号　請負代金請求事件（第１事件）、同第２３７６１号　損害賠償及び国家賠償等請求事件（第２事件）

口頭弁論終結日　令和８年５月１４日

判　　決

主　　文

１　被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、原告下森建装に対し、１億７６００万円及びうち８８００万円に対する令和５年３月１０日から、うち８８００万円に対する令和５年９月３０日から各支払済みまで年１０％の割合による金員を支払え。

２　被告日南市は、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対し、２億４６１３万６０００円及びこれに対する令和４年６月２７日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

３　原告下森建装の被告ＩＮＦＬＵＸに対する請求、並びに、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の被告日南市に対するその余の請求及び被告日南市を除く第２事件被告らに対する各請求をいずれも棄却する。

４　訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は、第１事件及び第２事件を通じ、これを６分し、その１を原告下森建装、その４を被告Ｃｏｍｐａｎｙ８、その余を被告日南市の各負担とする。

５　この判決は、第１項及び第２項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告日南市が１億９０００万円の担保を供するときは、第２項の仮執行を免れることができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　第１事件

被告Ｃｏｍｐａｎｙ８及び被告ＩＮＦＬＵＸ（両被告を併せて、以下「被告Ｃ

ｏｍｐａｎｙ８ら」という。）は、原告下森建装に対し、連帯して１億７６００万円及びうち８８００万円に対する令和５年３月１０日から、うち８８００万円に対する令和５年９月３０日から各支払済みまで年１０％の割合による金員を支払え。

２　第２事件

⑴　被告ＣＯＧＩＴＥ、被告Ａ及び被告Ｂは、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対し、連帯して２億６５８０万４０００円（ただし、２億４７７８万６０００円の限度で被告日南市とも連帯して）及びこれに対する令和６年１０月７日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

⑵　被告日南市は、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対し、被告ＣＯＧＩＴＥ、被告Ａ及び被告Ｂと連帯して２億４７７８万６０００円及びこれに対する令和４年６月２７日から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

１　事案の要旨

被告Ｃｏｍｐａｎｙ８（旧商号ＩＮＦＬＵＸ　ＡＭ株式会社）は、建築の設計等を業とする被告ＣＯＧＩＴＥに対し、宮崎県日南市大字伊比井ａ及びその周辺土地（以下「本件土地」という。）上における住宅用ＲＣ造２階建の建物（以下「本件建物」という。）の設計及び工事監理を委託する（以下「本件業務委託契約」という。）とともに、建築工事等を業とする原告下森建装に対し、本件建物の建築を注文した（以下「本件請負契約」という。）。ところが、本件建物の上棟後、本件土地は自然公園法の第二種特別地域に指定されており、本件建物は同法の規制に違反していることが発覚した。

第１事件は、原告下森建装が、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８らに対し、本件請負契約（被告ＩＮＦＬＵＸに対しては法人格否認の法理）に基づき、未払報酬１億７６００万円及びうち８８００万円に対する令和５年３月１０日（中間金請求日の翌日）から、うち８８００万円に対する同年９月３０日（本件建物の引渡しの提供

の日の翌日）から各支払済みまで約定の年１０％の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

第２事件は、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８が、①被告ＣＯＧＩＴＥ、その代表取締役である被告Ａ及び一級建築士である被告Ｂに対し、同被告らは本件建物の建築に関し必要な法令等の調査を怠ったと主張して、債務不履行又は不法行為に基づき、一部請求として２億６５８０万４０００円（ただし、２億４７７８万６０００円の限度で被告日南市とも連帯して）及びこれに対する令和６年１０月７日（被告ＣＯＧＩＴＥ、被告Ａ及び被告Ｂに対する第２事件訴状送達の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、②被告日南市に対し、被告日南市は自然公園法の規制に関する適切な教示を行うべき義務に違反したと主張して、国家賠償法１条１項に基づき、一部請求として２億４７７８万６０００円及びこれに対する令和４年６月２７日（不法行為の日）から支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

２　前提事実（争いのない事実及び掲記各証拠（枝番を含む。以下同じ。）又は弁論の全趣旨から容易に認められる事実）

⑴　当事者等

ア　原告下森建装は、建築工事等を業とする株式会社である（甲１）。

イ　被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、再生可能エネルギーに関するコンサルティング等を業とする株式会社である。被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、令和元年６月３日に設立され、令和６年４月１５日の商号変更により現在の商号となったものであり、旧商号はＩＮＦＬＵＸ　AM株式会社である（甲２、４２）。

被告ＩＮＦＬＵＸは、日本及び海外における再生可能エネルギーの企画開発等を業とする株式会社である（甲３）。

Ｃ（以下「C」という。）は、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８及び被告ＩＮＦＬＵＸの代表取締役である（甲３、４２）。

ウ　被告ＣＯＧＩＴＥは、建築の設計等を業とする株式会社（特例有限会社）である（乙Ａ６）。

被告Ａは、被告ＣＯＧＩＴＥの代表取締役である（乙Ａ６）。被告Ａは、二級建築士の資格を保有している（乙Ｂ１５）。

Ｄ（以下「Ｄ」という。）は、被告ＣＯＧＩＴＥの従業員である。Ｄは、二級建築士の資格を保有している（乙Ｂ１６）。

エ　被告Ｂは、Ｂ建築設計事務所の代表であり、一級建築士の資格を保有している。被告Ｂは、本件建物の建築確認申請における設計者であった（甲１２の１）。

オ　Ｅ（以下「Ｅ」という。）は、被告日南市の職員であり、令和３年度から令和５年度まで、日南市役所の観光・スポーツ課（現在の観光・クルーズ振興課）に在籍していた者である（乙Ｄ４）。

カ　補助参加人は、不動産の売買、賃貸及び仲介並びに管理等を業とする株式会社であり、Ｃに対し本件土地を売却した者である（甲３６、丙１、９、弁論の全趣旨）。

⑵　本件建物の建築に係る経過

ア　被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、令和３年１１月１８日、被告ＣＯＧＩＴＥに対し、建設地を本件土地、建築物の用途・構造・規模を住宅・ＲＣ造２階建・２９４．３３㎡（暫定）とする建物（本件建物）の設計及び工事監理を委託した（乙Ａ７。本件業務委託契約）。

イ　被告ＣＯＧＩＴＥは、被告Ｂに対し、本件業務委託契約に基づく本件建物の設計及び監理に係る品質監修並びに本件建物の建築確認申請を委託した（乙Ｂ７）。

被告ＣＯＧＩＴＥ及び被告Ｂは、令和４年３月２２日頃、本件建物の設計業務を完了し、同年６月２８日、民間の指定確認検査機関に対して本件建物の建築確認申請を行い、同年７月１日、本件建物について建築確認を受けた

（甲１２）。

ウ　被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、被告ＣＯＧＩＴＥに対し、本件業務委託契約に基づき、以下のとおり報酬を支払った（乙Ａ７、８）。

㋐　令和３年１１月１７日　　５０４万円（設計料）

㋑　令和４年６月１７日　　１１３４万円（設計料及び調査費等）

㋒　令和５年４月２７日　　３７６万円（設計料）

エ　被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、令和４年８月６日頃、原告下森建装に対し、以下の内容で本件建物の建築を注文し（本件請負契約）、請負代金の一部である４４００万円を支払った（甲４、弁論の全趣旨）。

㋐　工事内容　　本件建物新築工事

㋑　工事場所　　本件土地

㋒　請負代金　　２億２０００万円（税込）

㋓　支払方法　　着工時４４００万円

上棟時８８００万円

完成引渡し時８８００万円

㋔　監理者　　被告ＣＯＧＩＴＥ

㋕　遅延損害金利率　年１０％

オ　原告下森建装は、本件請負契約に基づき本件建物の新築工事を行い、令和５年３月７日、本件建物を上棟し、同月９日、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対し、請負代金の一部である８８００万円を請求した（甲４、６、７）。

カ　令和５年４月２０日頃、本件建物が後記⑶の本件土地に係る自然公園法の規制に反することが判明した。

キ　原告下森建装は、令和５年６月２３日、本件請負契約に基づき本件建物を完成させ、同年９月２８日、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対し、同月２９日に本件建物において鍵の引渡しを行う旨連絡した。

原告下森建装は、同日、本件建物の鍵を持参して本件建物で待機し、被告

Ｃｏｍｐａｎｙ８に対し、本件建物の引渡しの提供をした。（甲９、１０、弁論の全趣旨）

⑶　本件土地に係る自然公園法の規制等

ア　自然公園法上、都道府県知事は、国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて特別地域を指定することができるとされており（同法２０条１項）、特別地域に指定された土地上に工作物を新築するためには、都道府県知事の許可を受けることを要する（同法２０条３項１号）。

特別地域は第一種から第三種に区分され（同法施行規則９条の１２）、第二種特別地域に指定された土地上における建築物の新築のための許可の基準について、同法施行規則は、新築する建築物につき、その地上部分の水平投影外周線と公園事業に係る道路等との間の距離制限や、建蔽率の制限を設けている（同１１条６項、同条４項９号、１０号等）。

イ　宮崎県は、第二種特別地域に指定された土地に建築物を新築するための自然公園法２０条３項に基づく許可の申請に関する事務処理を、各市町村において行うものとしている（宮崎県における事務処理の特例に関する条例２条）。これを受け、令和４年度当時、被告日南市では、日南市役所観光・スポーツ課（現在の観光・クルーズ振興課）が当該許可の申請に関する事務処理を担当していた（乙Ｄ８、証人Ｅ、証人Ｆ）。

ウ　本件土地は、日南海岸国定公園内に位置し、宮崎県知事により、自然公園法の第二種特別地域に指定されている。

本件建物は、本件土地に係る前記アの建築規制に反し、宮崎県知事の許可を受けずに建築されたものであり、また、許可の基準にも反していることから、事前に許可を申請しても許可を受けることができないものであった。（甲１４、弁論の全趣旨）

⑷　持回り確認について

ア　建築確認を行う民間の指定確認検査機関では、当該機関に対して建築確認

申請を行おうとする建築士等に対し、建築に必要な各種手続が履践されるようにするため、市町村の各担当課で各種法令の調査や各種申請手続について教示を受けることを促している。

被告日南市では、民間の指定確認検査機関に対し、建築確認申請を正式に受理する前に、設計者等に日南市役所に来庁させ、各担当課において回覧を行うように案内することを依頼している。そして、設計者等が日南市役所に来庁した際には、「現地調査表に基づく事前確認について」と題する事前確認表を用意し、これに従って順次担当課を巡ってもらい、法令への抵触がないかどうかを確認する、いわゆる持回り確認を実施している。

令和４年度当時、日南市役所において、持回り確認における自然公園法の規制に関する教示は、観光・スポーツ課が担当していた。（甲１６、乙Ａ１０、乙Ｄ２、４～６、証人Ｅ、証人Ｆ）

イ　Ｄは、令和４年６月２７日、日南市役所において、本件建物の建築に関する規制や必要な手続について調査するため、持回り確認を行った。その際、観光・スポーツ課では、ＥがＤの持回り確認の対応を担当した（証人Ｄ、証人Ｅ）。

⑸　被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、令和６年５月９日本件第２回弁論準備手続期日において、原告下森建装に対し、本件建物には本件土地に係る自然公園法の規制に反しており解体せざるを得ない点において契約不適合があるとして、本件請負契約を解除する旨の意思表示をした。

⑹　宮崎県知事は、令和７年３月１７日、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対し、本件建物が自然公園法上の許可を得ずに建築されたものであること及び同法上の許可基準に適合しないことを理由に、本件建物について自然公園法３４条１項に基づく原状回復命令を発した（乙Ａ１７）。

３　主要な争点

（第１事件）

⑴　本件請負契約の解除の有効性

⑵　法人格否認の法理の適用の有無

（第２事件）

⑶　被告日南市の職員であるＥが被告ＣＯＧＩＴＥのＤに対して自然公園法の規制について説明をしたか

⑷　過失相殺

４　主要な争点に対する当事者の主張

⑴　争点⑴（本件請負契約の解除の有効性）

（被告Ｃｏｍｐａｎｙ８らの主張）

本件建物は、自然公園法の規制に反するものであり、解体せざるを得ないものであるから、契約不適合である。

被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は建築工事について全くの素人であるのに対し、原告下森建装は建築工事やそのための調査を専門とする業者であり、本件土地に係る自然公園法の規制について容易に知り得たはずである。したがって、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の指図によって契約不適合が生じたとはいえないか、又は、原告下森建装は被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の指図が不適当であることを知っていたというべきであるから、本件請負契約の解除は有効である。

（原告下森建装の主張）

本件建物は設計どおりに完成しており、契約不適合はない。仮に、本件土地に係る自然公園法の規制に反する点において契約不適合があるとしても、それは注文者である被告Ｃｏｍｐａｎｙ８が本件土地上に本件建物を建築するよう指図したことにより生じたものであるから、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は当該契約不適合を理由に本件請負契約を解除することができず、本件請負契約の解除は無効である。

⑵　争点⑵（法人格否認の法理の適用の有無）

（原告下森建装の主張）

被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、被告ＩＮＦＬＵＸが支配するペーパーカンパニーであり、両者の代表者であるＣは、本件請負契約に係る代金支払を免れる目的で、原告下森建装に対し、被告ＩＮＦＬＵＸと被告Ｃｏｍｐａｎｙ８を混同させて被告Ｃｏｍｐａｎｙ８との間で本件請負契約を締結させた。被告ＩＮＦＬＵＸは被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の法人格を濫用したものであり、又は、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の法人格は形骸化しているから、原告下森建装は、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の実質的支配者である被告ＩＮＦＬＵＸに対し、法人格否認の法理の適用により、本件請負契約に基づき請負代金を請求できる。

（被告ＩＮＦＬＵＸの主張）

争う。被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、Ｃが本件建物を用いて九州地方における宿泊事業やグランピング事業を行うために設立したいわゆるＳＰＣであり、ペーパーカンパニーではない。

⑶　争点⑶（被告日南市の職員であるＥが被告ＣＯＧＩＴＥのＤに対して自然公園法の規制について説明をしたか）

（被告Ｃｏｍｐａｎｙ８らの主張）

被告日南市は、建物の建築に関する法令上の規制等について建築士等から情報提供を求められた場合には、当該情報について調査し、教示すべき義務を負う。それにもかかわらず、自然公園法の規制についての教示を担当していた日南市役所観光・スポーツ課の職員であったＥは、被告ＣＯＧＩＴＥの従業員であるＤが日南市役所で持回り確認を行った際、Ｄに対し、本件土地が自然公園法の第二種特別地域に該当することやそれによる規制の存在について何も説明をしなかった。かかるＥの対応は前記義務に違反するものであり、国家賠償法１条１項の適用上違法である。

（被告日南市の主張）

Ｅは、Ｄが持回り確認に訪れた際、その面前で宮崎県地域の日南海岸国定公園区域が記載された地図（乙Ｄ１。以下「本件地図」という。）を広げ、本件土

地が本件地図上に記載された１１１番の番号付近に位置することを確認の上、Ｄに対し、本件土地が自然公園法の第二種特別地域に該当すること及び本件建物の建築に当たり同法上の手続を要することについて説明した。その際、Ｅは、Ｄが持参した本件土地の図面を手控えとしてコピーし、コピーした図面（乙Ｄ２の３枚目。以下「本件コピー図面」という。）の右下に１１１番の番号を書き込んだものであり、本件コピー図面からも、Ｅが上記の説明をしたことは明らかである。

⑷　争点⑷（過失相殺）

（被告ＣＯＧＩＴＥ、被告Ａ及び補助参加人の主張）

被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の代表者であるＣは、本件土地の売買契約締結の際、補助参加人から本件土地が自然公園法の第二種特別地域に該当する旨の説明を受けており、売買契約書の特記事項にもその旨が明記されていた。それにもかかわらず、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、被告ＣＯＧＩＴＥに対し、本件土地が自然公園法の第二種特別地域に該当することにつき何ら説明をしなかった。被告ＣＯＧＩＴＥ及び被告Ａが責任を負うとしても、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８にも過失があり、過失相殺がされるべきである。

（被告Ｃｏｍｐａｎｙ８らの主張）

争う。

第３　当裁判所の判断

１　第１事件について

⑴　争点⑴（本件請負契約の解除の有効性）について

ア　前記前提事実⑵エ、オ及びキによれば、原告下森建装の被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対する請求に係る請求原因事実はいずれも認められる。

イ　本件請負契約において、原告下森建装が完成させた本件建物は、本件土地に係る自然公園法の規制に反する違法な建築物であり（前提事実⑶ウ）、それを理由とする原状回復命令が発せられており（同⑹）、被告Ｃｏｍｐａｎ

ｙ８の契約目的を達成し得ない状態であると認められるものの、この状態は、注文者である被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の指図に従って本件土地上に本件建物を建築したことによって生じたものと認められるから、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、契約不適合を理由に本件請負契約を解除することができない。

ウ　被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、原告下森建装は建築工事やそのための調査を専門とする業者であり、本件土地に係る自然公園法の規制について知っていた又は容易に知り得たから、契約不適合が被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の指図によって生じたとはいえないなどとして、解除は有効である旨主張する。

しかし、原告下森建装が本件土地に係る自然公園法の規制を知っていたと認めるに足りる証拠はない。また、本件建物は、被告ＣＯＧＩＴＥがその設計及び監理を、原告下森建装がその建築を行ういわゆる設計・施工分離の方式により建築されたものであって（前提事実⑵ア、エ）、本件土地に係る自然公園法の規制の有無に関する調査は、設計を担う被告ＣＯＧＩＴＥにおいて行うべきものであり、施工を担う原告下森建装は、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の注文及び被告ＣＯＧＩＴＥの設計及び監理に従い本件建物を建築するべき立場にあったというべきである。このような立場にあった原告下森建装には、本件土地に係る自然公園法の規制を調査すべき義務はなく、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の上記主張は採用できない。

エ　したがって、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８による本件請負契約の解除は無効であり、原告下森建装の被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対する請求は理由がある。

⑵　争点⑵（法人格否認の法理の適用の有無）について

原告下森建装は、Ｃ及び被告ＩＮＦＬＵＸは本件請負契約に係る代金支払を免れる目的で被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の法人格を濫用した、また、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は被告ＩＮＦＬＵＸが支配するペーパーカンパニーであって法人格が形骸化している旨主張する。

しかし、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、着工時の４４００万円については支払を

行っている（前提事実⑵エ）。中間金８８００万円及び完成時８８００万円については支払われていないものの、証拠（甲２１、乙Ａ２１、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８ら代表者Ｃ）によれば、その理由は本件建物に係る自然公園法の規制違反が発覚したからであったと認められる。このことは、発覚前の時点において、中間金の支払が期日にできなかったもののＣが原告下森建装に対してその支払が可能となる見込時期を報告していること（甲３２）や、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は本件請負契約の残代金の支払をしないと本件建物の引渡しを受けられないこととなり、着工時に支払った４４００万円も無駄になってしまうのであって、本件請負契約締結当時から請負代金の支払を免れる意図があったとはおよそ考え難いことからも明らかである。

本件請負契約の締結に当たって、Ｃにおいて代金支払を免れる意図を有していたと認めることはできず、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の法人格を濫用したものとは認められない。

また、証拠（乙Ａ２１、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８代表者Ｃ）によれば、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、宿泊施設の運営やＣの資産管理等を目的として設立されたものであることが認められる。本件建物の建設もその目的の一環として行われたものであって事業実態があったものと考えられ、本件全証拠を踏まえても、本件請負契約当時、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の法人格が形骸化していたと認めるに足りない。

したがって、原告下森建装の上記主張は採用できず、原告下森建装の被告ＩＮＦＬＵＸに対する請求は理由がない。

２　第２事件について

⑴　争点⑶（被告日南市の職員であるＥが被告ＣＯＧＩＴＥのＤに対して自然公園法の規制について説明をしたか）について

ア　被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、Ｅは持回り確認に訪れたＤに対して本件土地が自然公園法の第二種特別地域に該当することやそれによる規制の存在につ

いて何も説明をしなかったと主張し、Ｄもこれに沿う証言をする。

これに対し、被告日南市は、ＥはＤに対して本件土地が自然公園法の第二種特別地域に該当すること及び本件建物の建築に当たり同法上の手続を要することについて説明をしたと主張し、Ｅもこれに沿う証言をしているため、両者の証言の信用性について検討する。

イ　前記前提事実⑶ア及び証拠（甲１４）によれば、自然公園法の第二種特別地域に該当する本件土地には、建物の新築につき国道から２０メートル、市道及び隣地から５メートル以上の距離を設けることを要する旨の距離制限が課される。本件土地は国道及び市道に面しているため、別紙１のとおり、本件土地の敷地面積約７７５平米（別紙１の青色点線で囲まれた部分）中、距離制限に違反することなく建物を建築し得るのは約６．６平米程度の極めて狭い三角形の部分（別紙１のオレンジ色点線で囲まれた三角形の部分）に限られ、本件土地上に住居用建物を建築する余地はない。

別紙１をみれば明らかであるように、上記距離制限の存在を認識しさえすれば、本件建物の建築計画がこれに大きく違反していることばかりか、およそほとんどの建物の建築について自然公園法上の許可を得る見込みがないことは一見して明白である。もし、本件土地が自然公園法の第二種特別地域に該当する旨の説明がされたというなら、その場で自然公園法の規制がどのようなものであるかとか、本件土地にはおよそほとんどの建物の建築ができないのではないかといったことが話題に上るのが自然と考えられるところ、Ｅの証言によれば、特にこのようなことは話題に上らなかったというのであり（証人Ｅ９、２２、４２頁）、同証言は不自然といわざるを得ない。

また、Ｄは、二級建築士の資格を有し、本件建物の建築計画について法令の制限がないかを調査確認をするために日南市役所を訪れ、持ち回り確認を行っていたのであるから、Ｅから自然公園法の第二種特別地域に該当することや自然公園法の手続が必要であることの説明を受けたのであれば、その場

でより詳しく説明を求めたり、その後、どのような手続が必要であるかの調査を実施したりするのが当然であるところ、Dが上記の説明を受けながらこれらの行動をとらない理由は見当たらない。

ウ　証拠（乙Ａ１０、乙Ｂ５、乙Ｄ２、証人D、証人Ｅ）によれば、Ｅは、Ｄが持参した事前確認表（別紙２。以下「本件事前確認表」という。）の観光・スポーツ課の欄に、押印をするのみで備考欄に何も記載をせず、他方、Ｄが持回り確認の際観光・スポーツ課よりも前に訪れた建設課保全係に係る部分には、担当職員の押印のほかに備考欄に道路占有許可を要する旨が明記されたことが認められる。

このように、本件事前確認表には、ＥがＤに対して本件土地が自然公園法の第二種特別地域に該当すること等について説明をしたことをうかがわせる記載はなく、かえって、他の課における記載に照らせば、上記説明がなかったことを推認させる。

エ　被告日南市は、Ｅの証言に沿う証拠として右下部分に１１１番の番号が書き込まれた本件コピー図面（乙Ｄ２の３枚目）を提出し、１１１番の書込みはＥが説明の際の備忘として記載したものであると主張する。

しかし、本件コピー図面はＥの手控えにすぎず、Ｄに交付されていない（証人Ｅ１９頁、証人Ｄ２２頁）ことから、１１１番の番号が記載された時期は証拠上不明といわざるを得ず、本件コピー図面はＥの証言を裏付けるものとはいえない。かえって、Ｄは、Ｅからは「何かあればこちらから連絡します。」と言われたのみであり、その後Ｅからは何も連絡がなかった旨証言するところ、Ｅは、被告ＣＯＧＩＴＥの連絡先が記載された書面のコピーをとり、連絡先部分にマーカーで線を引き、その横にＤの氏名を記載した上で保管していたのであり（乙Ｄ２の２枚目、証人Ｅ４３頁）、Ｄの証言するやりとりに沿う事実が認められる。

オ　以上の事情に加え、Ｅは、本来の担当者が不在であったためにＤの持回り

確認への対応を余儀なくされたにすぎず、それまで持回り確認への対応経験はなく、第二種特別地域に課される規制についての知識も乏しかったこと（乙Ｄ８、証人Ｅ４１、４２頁）も踏まえると、本件土地に係る自然公園法の規制について説明がなかったとするＤの証言は信用することができ、これに反するＥの証言は採用することができない。

したがって、Ｅは、Ｄに対し、本件土地に係る自然公園法の規制について説明をしなかったものと認められる。

⑵　被告日南市の責任

ア　上記⑴のとおり、Ｅは、Ｄに対し、本件土地に係る自然公園法の規制について説明をしなかった上に、本件事前確認表の観光・スポーツ課の欄に自然公園法の規制に関して何ら記載することなく押印して交付したものである。このようなＥの対応は、持ち回り確認として各担当課を回っていたＤに対し、観光・スポーツ課が担当する法令上の規制は及ばないものと誤解させるものであり、これにより自然公園法の規制に反する建築がされることは予見し得たものであるから、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかったものといえ、国家賠償法１条１項の適用上違法である。

イ　被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、上記の義務違反により、本件請負契約に基づき負担する報酬相当額２億２０００万円（前提事実⑵エ）及び被告ＣＯＧＩＴＥに対し支払った報酬額３７６万円（同ウ）の合計２億２３７６万円の損害を被ったと認められる。

被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、自然公園法の規制に反する本件建物を建築したことが周辺住民に知られたことにより社会的信用が低下し、１５０万円の損害を被った旨主張するが、本件の一連の経緯等に照らし、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の社会的信用が低下したと認めることは困難である。

そして、本件訴訟の提起・追行に要した弁護士費用相当損害金としては、２２３７万６０００円をもって相当と認める。

ウ　したがって、被告日南市は、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対し、国家賠償法１条１項に基づき、２億４６１３万６０００円及び不法行為の日である令和４年６月２７日から支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

なお、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の代表者であるＣは、建物を建築するために本件土地を購入したのであり、売買契約締結の際に補助参加人から本件土地が自然公園法の規制地域に該当する旨の説明を受けていたとしても、これによりほとんどの建物の建築ができないことまでは認識していなかったと認められる。そして、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８は、建築設計事務所である被告ＣＯＧＩＴＥに本件建物の設計を依頼したのであり、これにより法令に適合した設計・建築がされることになるのが通常であるから、過失相殺をすべき事情は認められない。

⑶　その余の第２事件被告らの責任について

ア　被告ＣＯＧＩＴＥ及び被告Ａの責任

被告ＣＯＧＩＴＥ及びその代表者である被告Ａは、Ｄに日南市役所における持回り確認を行わせ、本件建物の建築に関する自然公園法の規制の存否について調査したものであるところ、持回り確認は自然公園法の規制の存否の調査方法として最も有効かつ適切なものであるから、注意義務違反の事実は認められず、債務不履行責任及び不法行為責任を負わない。

イ　被告Ｂの責任

前記前提事実⑵イによれば、被告Ｂは被告ＣＯＧＩＴＥから本件建物の設計及び監理に係る品質監修及び建築確認申請を委託されていたにすぎず、被告Ｂと被告ＣＯＧＩＴＥとの関係において、法令上の規制についての調査は被告ＣＯＧＩＴＥが行うべきものとされていたことが認められる。そして、被告Ｂは、上記アと同様、被告ＣＯＧＩＴＥのＤを通じて最も有効かつ適切な調査を実施したというべきであるから、注意義務違反の事実は認められず、

債務不履行責任及び不法行為責任を負わない。

3　結語

以上によれば、第１事件における原告下森建装の請求は、被告Ｃｏｍｐａｎｙ８に対するものは理由があるからこれを認容し、被告ＩＮＦＬＵＸに対するものは理由がないからこれを棄却することとし、第２事件における被告Ｃｏｍｐａｎｙ８の請求は、被告日南市に対するものは主文２項の限度で理由があるからこれを認容し、被告日南市に対するその余の請求及びその余の第２事件被告らに対する各請求はいずれも理由がないからこれらを棄却し、主文５項のとおり仮執行宣言及び仮執行免脱宣言を付すこととして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第２６部

裁判長裁判官　　舟　　橋　　伸　　行

裁判官　　岩　　田　　瑶　　子

裁判官　　室　　賀　　一　　馬

（別紙１、別紙２は掲載省略）